https://mp.weixin.qq.com/s/tRCAT91ZHWOA8GQTymoqrg

中国共産党中央 国務院が「国家標準化発展綱要」を印刷発行

文章:和碳視角 発表時間:2021年10月11日

【新華社北京 10 月 10 日発】中国共産党中央、国務院はこのほど「国家標準化発展綱要」を印刷発行し、各地域、各部門の実情に合わせて真摯かつ徹底して実行に移すように通達を出した。「国家標準化発展綱要」の主な内容は以下のとおりである。

標準は経済活動と社会発展の技術的支柱であり、国家の基礎的な制度の重要部分である。 標準化は国家のガバナンスシステムとガバナンス能力の近代化において基礎的かつけん引 的な役割を果たす。新時代において質の高い発展、社会主義近代国家の全面的な建設を推し 進める上で、標準化業務のさらなる強化が急務となっている。標準化の発展をバランスよく 推進するために、本綱要を制定する。

一. 全体要求

(一)指導的思想。習近平氏の新時代における中国の特色ある社会主義思想を指針とし、中国共産党第 19 回全国代表大会および中国共産党第 19 期中央委員会の二中全会、三中全会、四中全会、五中全会の精神を全面的に貫徹し、「経済、政治、文化、社会、生態(エコロジー)文明」の一体化を目指す「五位一体」の総体的な配置のバランスのとれた促進と、「ややゆとりのある社会の全面的建設」「改革の全面的深化」「全面的な法による国家統治」「全面的な厳しい党内統治」の「四つの全面」の戦略的配置のバランスの取れた推進を行う。人民を中心とする発展思想を堅持し、新たな発展段階に立脚し、新たな発展理念を貫き、新たな発展枠組みを構築し、標準化ガバナンス構造の最適化を図る。標準化ガバナンス効率を向上し、標準国際化水準を引き上げ、質の高い発展を後押しする標準システムを構築し、ハイテクのイノベーションをサポートし、ハイレベルな開放を促し、質の高い発展をけん引する。社会主義の近代化強国構築と中華民族の偉大な復興である「中国の夢」の実現に向けた強力な後押しとする。

(二)発展目標

2025 年までに、標準供給を政府主導から政府と市場の同時主導へと転換する。標準運用は産業と貿易の同時主導から経済社会全域へと転換する。標準化業務は国内主導から国内・国際の相互促進へと転換する。標準化発展は数量の規模型から質と効率型へと転換する。標準化は国家の総合競争力向上をより一層効果的に推し進め、経済社会の質の高い発展を促し、新たな発展枠組み構築においてより大きな役割を発揮する。

- ――全域における標準化をより一層発展させる。農業、工業、サービス業と社会事業などの分野における標準をフルカバーし、新興産業における標準の地位を際立たせ、ヘルスケア、安全面、環境分野での標準のサポートに力を入れ、農業の標準化生産普及率を安定的に向上させる。質の高い発展の標準体系を作り上げる。
- ——標準化水準を大幅に引き上げる。汎用中核技術と応用タイプのテクノロジー計画 プロジェクトの研究成果形成の比率を 50%以上とし、政府公布の標準と市場における自主 制定標準構造のさらなる最適化を図り、国家標準の制定周期を平均 18 か月以内まで短縮す る。標準のデジタル化水準を常に引き上げ、標準化の経済効益、社会効益、品質効率、生態 効益を存分に際立たせる。
- ——標準化の開放レベルを大幅に強化する。標準化の国際協力をより一層拡大し、互恵ウィンウィンの関係にある国際標準化協力パートナーシップとの関係をより緊密にする。標準化関連の人的往来と技術提携を一層強化する。標準情報のさらなる広い範囲において相互接続・共有を実現し、中国の標準制定の透明度と国際化環境を引き続き最適化し、国家標準(GB)と国際的標準中核技術指標の一致レベルを大幅に向上させ、国際標準化転化率を85%以上に引き上げる。
- ――標準化発展の基礎を一層強化にする。国際的にトップレベルにある総合性、専門性を有した標準化研究機関、若干の国家級品質標準実験室(ラボ)、50 カ所以上の国家技術標準イノベーション拠点を構築し、標準、計量、認証認可、検査検証が一体化した国家品質インフラシステムを形成し、標準化されたサービス業を経済社会の発展のニーズに適応させる。

2035 年までに構造の最適化、先進的で合理的、国際的に相互互換性のある標準システムをより一層健全化し、中国の特色ある標準管理システムのさらなる充実化を図る。市場主導、政府けん引、企業主体、社会参与、開放と融合を備えた標準化作業の枠組みを全面的に形成していく。

二、標準化とテクノロジーイノベーションの相互発展の推進

- (三)中核技術分野の標準研究を強化する。人工知能(AI)、量子情報、バイオテクノロジーなどの分野における標準化研究を実施する。情報化と工業化の「両化融合」、新世代情報技術、ビッグデータ、ブロックチェーン、衛生とヘルスケア、新エネルギー、新材料などの応用の見通しが明るい技術分野においては、技術開発、標準制定と産業化を同時に推し進め、新技術の産業化の歩みを速める。スマート船舶、高速鉄道、新エネルギー車、コネクティッドカーとロボットなどの分野における中核技術の標準を研究、制定し、産業変革を後押しする。バイオ医学研究、分子育種、無人運転などの分野の技術面での安全性に関わる関連標準を適宜制定し充実化を図り、技術分野の安全性リスク管理の水準を向上する。
 - (四) テクノロジーイノベーションにより標準のレベルアップを図る。重大テクノロジー

イノベーションプロジェクトと標準化作業の連動メカニズムを構築することで、標準をテクノロジー計画の重要なアウトプットとし、中核技術の標準指標の研究を強化し、基礎的な汎用技術、産業の汎用性、新興産業と融合技術分野の標準制定を重点的に指示する。先進的かつ適応可能なテクノロジーイノベーション成果を速やかに標準に取り込み、標準のレベルアップを図る。条件を満たした重要技術標準は規定に基づき奨励し、全社会の標準化刷新活力をかき立てる。

(五)科学技術の成果を標準に転化するメカニズムを健全化する。科学技術の成果を標準に転化する評価メカニズムとサービスシステムの充実化を図り、技術面での責任者、科学技術成果評価サービスなどの標準化作業を推し進める。標準に必要な専利(特許)制度を充実化し、標準制定の過程における知的財産権保護を強化し、イノベーション成果の産業化と応用を促す。国家標準化技術文書制度を整え、科学技術成果の標準化の道を広げる。標準を汎用技術プラットフォーム構築に組み込み、新技術、新製造プロセス、新素材、新たな方法の標準化の制定周期を短縮し、成果の転換・応用の歩みを速める。

三. 産業標準化のレベルアップ

- (六)産業発展の基盤を固める。中核基礎パーツ(デバイス)、先進的な基礎製造プロセス、中核基礎材料と産業技術基礎標準制定を強化し、基礎となる汎用標準の研究、制定、応用に力を入れる。データベースなどの標準におけるブレークスルーを図り、標準設計のレベルアップを図り、安全で信頼のおける国際的な先進汎用技術標準を制定する。
- (七)産業の最適化と高度化を推進する。ハイエンド装備の製造標準化の基礎固めを行い、スマート製造、グリーン製造、サービス型製造の標準の健全化を図り、産業の最適化と高度化の標準グループを形成し、一部分野の中核標準は産業発展の平均レベルを適正範囲において引き上げる。内需拡大における標準の充実化を図り、消耗品標準と品質水準を常に向上させ、消費の全面的な促進を目指す。サービス業の標準化、ブランド化構築を推し進め、サービス業の標準化を健全化する。食品のコールドチェーン、近代物流(ロジスティック)、EC、物品コード、流通業、不動産サービスなどの分野の標準化を重点的に強化する。金融分野のフィンテック、商品、サービスとインフラなどの標準を健全化し推し進め、金融リスクの効果的な防止および緩和を図る。先進的な製造業と近代サービス業の融合発展の標準化建設を加速し、業界・分野を跨がる総合的な標準を推進する。ビッグデータと産業の融合した標準の制定と健全化を行い、デジタル産業化と産業のデジタル産業化を推し進める。
- (八)新製品、新業態、新モデルの急速かつ健全な発展をけん引する。新たな産業の標準 化ナビゲーションプロジェクトを実施し、新興産業、未来産業の標準化研究を実施し、応用 による新標準を制定し、新業態・新モデルを育成・発展させる。食品、衣料、応急措置、交

通、水利、エネルギー、金融などの分野におけるスマート化転換のニーズに関して関連標準の充実化を加速する。データリソースの財産権、取引と流通、越境における伝送、セキュリティー保護などの標準規範を制定し、プラットフォーム経済、共有経済の標準化建設を推進し、デジタル経済の発展を支援する。標準に基づき科学的かつ効果的な監督管理メカニズムの健全化を図り、社会組織の応用の標準化により業界自律が強化され、市場秩序が維持されることを奨励する。

- (九) 産業チェーン・サプライチェーン (供給網) と産業の総合競争力を強化する。生産、分配、流通、消費に関して、重要段階、重要分野、重要製品の技術面でのブレークスルーと標準設定・応用を加速し、産業の中核的競争力を向上する。中核技術の標準が産業提携、技術協力における橋渡しと主導的役割において重点産業の安定的な連携プロジェクトの実施を促し、産業チェーンの川上・川下における標準の効果的な結び付きを促進し、産業チェーン・サプライチェーンの近代化レベルを向上する。
- (十)新しいインフラの質と効率効果向上を後押しする。新しいインフラの標準化特別プロモーションを実施し、通信網インフラ、新技術インフラ、ハッシュレートインフラなど情報インフラシリーズの標準制定の推進を加速し、融合インフラの標準制定を共同で推し進め、インダストリアルインターネット(産業のインターネット)の標準を構築し、科学研究、技術開発、製品開発のイノベーションインフラ標準を制定、サポートし、従来のインフラのモデル転換と高度化を促す。

四. グリーン発展標準化保障の充実化

- (十一) 炭素排出ピークアウト、カーボンニュートラル標準を制定し、健全化する。エネルギー標準の更新とバージョンアップを速め、エネルギー消費の上限枠、製品設備のエネルギー効率の強制的国家標準の修正を速やかに行い、重点製品のエネルギー消費の上限枠要求を向上させ、エネルギー所消費上限枠標準のカバー範囲を拡大する。エネルギー審査、検証認証、評価、審査などの関連標準の充実化を図る。地域、業界、企業、製品などの炭素排出検出算定基準の充実化を加速する。重点業界と製品の温室排出基準を制定し、低炭素製品標準マーク制度の充実化を図る。再生可能エネルギー標準を整え、生態の二酸化炭素回収・有効利用・貯留(CCUS)標準の研究、制定を行う。炭素排出ピークアウト、カーボンニュートラルの標準化向上プロジェクトを実施する。
- (十二)生態システム建設と保護に関する標準の持続的な最適化を図る。生態環境の質と 生態環境リスク管理・抑制に関する標準の充実化を常に図り、生態環境の質を継続的に改善 する。汚染防止に関する標準のさらなる整備を行い、汚染物の排出、監督管理および予防に 関する標準を健全化し、汚染排出抑制のデッドラインを強固なものとする。気候変動対応に

関する標準を統一して整備し、気候変動対応の緩和、適応、モニタリング評価などの標準の制定と修正を実施する。山、河川、森林、水田、湖、草原、砂漠などの多様な生態システムの質と経営、利用に関する標準を制定し、土壌侵食総合予防、生態保護修復、生態システムサービスと評価、生態受容量評価、生態資源評価とモニタリング、生物多様性保護および生態効益評価と正泰製品価値実現などに関する標準の研究と制定を加速し、優良なエコ製品の供給を増やし、生態安全を保証する。

(十三)自然資源節約・集約利用を推進する。自然資源統一調査、登録、評価、見積もり、 モニタリングなどの一連の標準を構築し、土地、鉱産資源などの自然資源節約・集約・開発 利用に関する標準の研究と制定を行い、エネルギー資源のグリーン探査と開発の標準化を 推し進める。自然資源資産の全面調査・統計と資産算定を重点とし、自然資源資産管理シス テムの標準化を推進する。統一した国土空間計画技術の標準を制定し、資源環境の許容量と 国土空間開発の適宜性評価メカニズムの充実化を図る。海洋資源の開発と保護に関する標 準を制定し、海洋経済を発展させ、陸海のバランスを取り寄与する。

(十四) グリーン生産標準の基礎を固める。土壌質とモニタリング評価、農業の投入品質量、適切な規模による養殖、循環型生態農業、農産品の食の安全、モニタリングアラームなどのグリーン農業発展に関する標準を構築する。クリーン生産標準の制定と健全化を図り、資源の循環利用、製品のグリーン設計、グリーン包装、グリーンサプライチェーン、産業廃棄物の総合利用などに関する標準の充実化を常に図る。グリーン金融、エコツアーなどのグリーン発展の標準の制定と健全化を図る。緑の建築(グリーンビルディング)の標準を制定し、グリーンビルディングの設計、施工、運営維持、管理の標準を整える。各種グリーン生活施設にかかるグリーンコミュニティー(地域社会)、村建設などの標準を制定する。

(十五) グリーン消費標準のけん引を強化する。グリーン製品標準を充実化し、グリーン製品の分類と評価に関する標準を制定し、グリーン製品、有機製品マークを規範化する。省エネ・節水、グリーン調達、ゴミ分類、飲食浪費行動の禁止、エコなモビリティ、グリーンハウスなどのグリーン生活に関する標準を制定する。グリーン公共機関評価の標準を分類別に制定し、エネルギー消費の定額とゴミ排出指標を合理的に制定する。

五.都市・農村部の建設と社会建設に関する標準化プロセスを加速

(十六)農村振興の標準化建設を推進する。標準によるけん引を強化し、農村振興の標準化行動を実施する。高水準な農地建設を強化し、スマート農業の標準研究と制定を加速し、近代農業の全産業チェーン標準の健全化を加速し、デジタル農村の標準化建設を強化する。農業・農村の標準化サービスと普及プラットフォームを構築し、地方色溢れる産業の標準化を推し進める。農村建設および評価に関する標準を整備し、農村の環境モニタリングと評価、

農村部の景観改善、農家建設、農村の生活ゴミと汚水処理、農村の衛生・トイレ建設の改造、公共インフラの建設などを重点とし、農村の居住環境改善の標準化業務を加速する。リゾート休暇、農村ツアー、民泊経済、伝統村落の保護と利用などに関する標準化建設を推進し農村部の第一次産業、第二次産業、第三次産業が融合した発展を促す。

(十七) 新型都市化の標準化建設を推進する。公共資源配置の標準の研究と制定を行い、県人民政府の所在地である「県城」建設の標準、地方小都市の公共設備建設の標準を構築する。都市体験評価の標準を制定し、都市住民の住居環境建設と品質評価に関する標準を健全化する。都市生態回復と機能の改善、都市情報モデルプラットフォーム、建設プロセスの防災、更新、改造および浸透、保水、貯留を意識した都市の水循環を進め、水害対策、水環境対策を促進する都市構想である「スポンジシティー」建設などの標準の充実化を図る。都市設計、都市歴史文化保護伝承と外観づくり、旧居住区改造などの標準化建設を推進し、町全体と公共施設の関連建設に関する標準の健全化を図る。スマートシティーのインフラ建設、運行、管理、サービスなどの一連の標準を構築し、都市レジャースローシステムと総合管理サービスなどの標準を制定する。都市インフラの計画建設、都市管理、応急処理などにおける次世代の情報技術の応用標準の研究と制定を進める。住居に関する標準、不動産情報データ、マンション管理サービスの充実化などに関する標準を健全化する。スマート建造物の標準化を推し進め、建築情報模型技術、施工現場の監督管理などの標準の充実化を図る。都市標準化行動を実施し、スマートシティーの標準を健全化し、都市の持続可能な発展を推進する。

(十八) 行政管理と社会ガバナンスに関する標準化建設を推し進める。行政管理の標準構築と応用モデル実施を模索し、行政許認可、政務サービス、政務の情報公開、財政支出、スマート管理、法廷科学、審判執行、法律サービス、公共資源取引などの標準設定と普及を重点的に推し進める。デジタル社会、デジタル政府、ビジネス環境の標準化建設を加速し、市場要素取引の標準の充実化を図り、ハイレベルな市場システムの建設を促す。信用情報収集と利用、データセキュリティーと個人情報保護、ネットワークセキュリティーシステムとキャパシティービルディング(能力建設)などの分野の標準の設定、実施を強化する。農村部のガバナンス、総合ガバナンスセンター、ネットワーク化管理に関して、社会ガバナンスに関する標準行動を実施し、社会ガバナンス標準の刷新を推進する。

(十九)公共安全に関する標準化業務を強化する。人民至上主義、生命至上主義を堅持し、公共安全の標準化の基礎固めを実施する。社会治安、刑事法執行、テロなどの突発性事件対策、交通輸送、安全生産、緊急措置管理、防災減災救災に関する標準を整備し、食品、医薬品、農薬、穀物エネルギー、水資源、生物、物資備蓄、製品品質、特殊設備、労働防護、消防、鉱山、建築、ネットワークなどの分野における安全に関する標準ネットワークを綿密に

張り巡らせ、洪水干ばつ、森林草原火災、地質災害、自身などの自然災害への防災標準のレベルアップを図り、重大プロジェクトと各種インフラのデータ共有に関する標準を強化し、人民群衆の生命と財産の安全レベルを向上させ保証する。重大な感染症対策と予防、国家の緊急救援など分野における標準構築の推進を加速し、国家の重大な安全保障リスクに対する緊急保障の標準の充実化を急いで行う。多部門、多地域、多システムの急速な連動メカニズムと統一された高効率な公共安全の標準化連携メカニズムを構築し、重大事項に関する標準の制定と実施を推し進める。

(二十)基本公共サービス標準化建設を推進する。幼稚園、学校、就業、医療、高齢者の 扶養、住居、社会的弱者層への支援などにおいて、基本公共サービス標準システム建設事業 を実施し、中国全土で統一した社会保険手続サービス、労働雇用指導、就業・創業サービス、 社会奉仕、高齢者サービス、児童福利、身障者支援、社会救助、葬祭サービスおよび公共の 教育、文化・スポーツ、住宅保障などの分野における技術標準を重点的に健全化し普及する ことで、その発展の成果の恩恵が人民全体により多く、より公平に及ぶようにする。

(二十一)生活の質を保証する標準のレベルアップを図る。健康な生活の普及、健康サービスの最適化、健康的な食習慣の提唱、健康保障の充実化、健康的な環境づくり、ヘルスケア産業の発展において、全方位でフルカバーできる健康・ヘルスケアに関する標準を構築する。公共のスポーツ施設、全民健康体づくり、トレーニングのコンテスト、フィットネス指導、オンラインとスマート競技などに関する標準を制定し、科学的視点に立ち、かつ各分野をカバーする運動・スポーツに関する標準を制定する。高齢者サービスと家事サービスに関する標準化特別行動を実施し、職業教育、スマートコミュニティー、コミュニティーサービスなどの標準の充実化を図り、慈善事業分野での標準制定を強化する。ラジオ・テレビやネット動画コンテンツを融合した制作、ネットスマート配信、端末スマート受信、セキュリティースマート保障などに関する標準化建設を加速し、全メディア標準を制定する。文化ツアー商品とサービス、消費保障、公園建設、景観管理などの標準化レベルを向上する。

六. 標準化の対外開放のレベルアップを図る

(二十二)標準化の交流と協力を強化する。国際標準化機構(ISO)加盟国の責任と義務を履行し、ISO活動に積極的に参加する。標準分野における「一帯一路」を共同建設する沿線諸国のマッチングと提携を積極的に推し進め、ブリックス(BRIGs)、アジア太平洋経済協力(APEC)などの標準化対話を強化し、北東アジア、アジア太平洋、パンアメリカ、欧州、アフリカなどの地域性の標準化協力を深化し、標準情報の共有とサービスを推し進め、互恵ウィンウィンの標準化パートナーシップを発展させる。国連 ISO 加盟国として、気候変動、持続可能な都市と地域社会、クリーンな飲用水、衛生施設、動植物衛生、グリーン金融、デジタル分野での国際的な標準設定を推し進め、中国の標準化経験を分かち合い、民生福祉、

ジェンダー平等、優良教育などの国際標準化活動に積極的に参与し、国連の持続可能な開発 目標(SDGs)の実現に向け力添えをする。

(二十三)貿易の利便化標準への支援を強化する。重点分野の標準化対照分析を引き続き実施し、国際標準を積極的に取り入れ、中外標準の相互認証を大幅に推進し、中国標準(GB)と国際標準の一致性を向上する。中国標準の多言語版を作成し、大口貿易商品、対外請負プロジェクトなど中国標準の外国語版の編集・翻訳を加速する。サービス貿易の標準を研究、制定し、デジタル金融、国際貿易の窓口の一本化(ワンステップサービス)などの標準の充実化を図る。国内外の貿易の質に関する標準、検査検疫、認証認可などの結び付けを促進し、「同一生産ライン、同一標準、同一品質」を推し進める。標準化業務メカニズムを刷新し、世界に向けたハイレベルな自由貿易区ネットワーク構築を支援する。

(二十四)中国国内外の標準化の共同発展を推進する。標準化とテクノロジー、産業、金融の対外交流協力をバランスよく推進し、政策、規則、標準の連動を促す。政府主導、企業主体、産学研連動の国際標準化業務メカニズムを構築する。標準の国際化躍進プロジェクトを実施し、中国標準と国際標準システムの相互互換性を推進する。標準制度型の開放を推進し、海外の投資企業が法に基づき標準制定に参与することを保障する。企業、民間団体、科学研究機関などが各種国際的な専門標準組織に積極的に参加することを支持する。国際的な専門標準機関が中国で機関を設置することを支持する。

七. 標準化の改革と刷新の推進

(二十五)標準供給構造を最適化する。市場主体の標準化活力を存分に放出し、政府が公布した標準と市場自主制定標準の二元構造の最適化を図り、市場の自主制定標準の比重を大幅に向上する。団体標準を大いに発展させ、団体標準の育成・最適化経過計画を実施し、技術面で優位性のある企業の役割を存分に発揮し、社会の団体制定のオリジナル性、質の高い標準を導く。バランスが取れた統一的な強制力のある国家標準の建設を加速し、人々のヘルスケア、生命・財産の安全、生態環境のセーフティーデッドラインをしっかりと保障する。推奨性のある国家標準、業界標準、地方標準改革を同時に推し進め、推奨性のある標準の協調性と関連性を強化し、地方の保護主義と業界の独占を防止する。政府発行の標準では市場の自主制定標準を信用採用したメカニズムを構築、健全化する。

(二十六)標準化の運行メカニズムの刷新を強化する。標準イノベーション型企業の制度 と標準の資金調達信用度向上制度を構築し、企業が技術、専利(特許)、標準連動刷新シス テムを構築することを奨励し、リーディングカンパニーが科学研究機関、中小企業などと手 を組み標準連携メカニズムを構築し、企業標準パイオニア制度を実施することを奨励する。 国家統一の地域標準化作業メカニズムを構築することで、地域発展標準の需要を国家標準 システム構築に組み入れ、地域内の標準発展計画、技術規則の相互協働を実現し、国家の重大地域の戦略の実施に寄与する。標準制定のプロセスとプラットフォーム、ツールを持続的に最適化し、企業、消費者などのステークホルダーが標準制定の修正に参与するメカニズムを健全化し、標準の高度化・バージョンアップを加速し、標準の質の向上に努める。

(二十七)標準と国家品質インフラの融合発展を促進する。標準をけん引役とし、国家品質インフラ資源をバランスよく配置し、国家品質インフラの統一的な建設、統一的な管理を推し進め、国家品質インフラの一体化した発展システムとメカニズムを健全化する。計量量子化、検査検出のスマート化、認証の市場化、認証認可のグローバル化における標準の役割を強化し、人工知能(AI)、ビッグデータ、ブロックチェーンなど次世代情報技術の総合と応用を通して、品質の管理の充実化を図り品質向上を促す。国家品質インフラ全産業チェーン技術プランを強化して提供し、標準化手段を運用し国家品質インフラの集積サービスと産業バリューチェーンのさらなる融合を推し進めていく。

(二十八)標準実施と応用を強化する。法規引用標準制度、政策実施関連標準制度を構築し、法規と政策文書制定時に標準を積極的に応用する。認証認可、検査検出、政府調達、入札などの活動において応用している先進的な標準メカニズムの充実化を図る。標準をよりどころにマクロコントロール、産業推進、業界管理、市場参入と品質管理を推し進める。標準または標準条項に基づく契約締結、契約履行のメカニズムを健全化する。標準の版権制度、版権登録納本、市場自主制度標準取引制度を構築し、標準版権保護に力を入れる。国家の関連規定に基づき、標準化モデル事業を実施し、ベンチマーク指標達成作業メカニズムを整備し、企業が執行標準能力の光場に務めることを後押しし、国際的な先進標準のレベルアップに照準を合わせる。

(二十九)標準の制定と実施に対する監督管理を強化する。政府公布の標準の制定と実施の全プロセスにおけるトレーサビリティ、監督、是正メカニズムの健全化を図り、標準の研究と制定、実施、情報のフィードバックのクローズドループ管理を実現する。標準の質と標準の実施における第三者機関の評価を行い、標準の再審査と維持、更新を強化する。団体の標準化に向けた良好な行動評価メカニズムを健全化する。業界自律と社会監督を強化し、団体標準に対する市場の優勝劣敗の役割を発揮する。企業標準の自社声明の公開と監督制度を効果的に実施することで、企業の製品とサービスが標準に合致している状況を社会信用システム構築に組み入れる。標準実施の通報、クレーム制度を構築し、標準実施状況へ社会公衆の監督を奨励する。

八. 標準化の発展基礎を強化

(三十)標準化技術支援レベルを向上する。標準化理論と応用研究を強化し、国家級の総

合的な標準化研究機関を筆頭に、業界、地域、地方の標準化研究機関を中核とする標準化科学技術システムを構築する。標準化科学技術システムにおける優良企業の役割を発揮する。専門の標準化技術団体システムの充実化を図り、分野を跨がる作業メカニズムを健全化し、開放性と透明度を引き上げる。一部の国家級品質標準ラボ、国家標準検証ポイント、国家製品品質検査・点検センターを建設する。標準技術、検査認証、知的財産権、標準サンプルなどの資源を効果的に整合し、国家の技術標準イノベーション拠点建設を推し進める。国家のデジタル標準ハウスや、全国で統一されバランスの取れた分業責任の標準化公共サービスプラットフォームを構築する。機械による読取り標準、オープンソース標準を発展させ、標準化業務のデジタル化、ネットワーク化、スマート化への転換を推し進めていく。

(三十一)標準化サービス業を大幅に発展させる。標準、軽量、認証認可、検査検出など標準化に関わるハイテクサービス業発展の政策措置を大幅に発展させ、巨大な標準化サービス業市場主体を育成し、条件の整った地域が標準化サービス業産業クラスターを形成することを模索し、標準化サービス評価メカニズム、標準化サービス業統計分析報告制度を健全化する。標準化サービス機関が中小・零細企業の実際のニーズに向けて、川上川下資源を整合し、標準化全体のソリューションを提案することを奨励する。新型の標準化サービスツールとモデルを大いに発展させ、サービスの専門化水準を引き上げる。

(三十二)標準化人材チーム構築を強化する。標準化を一般高等教育、職業教育、継続教育(CPD)に組み入れ、専門と標準化教育が融合したモデル事業を実施する。従事者の多層的な育成・養成システムを構築し、標準化専門人員育成・養成と国家品質インフラの総合教育を行う。標準化分野の人材の職業能力評価とインセンティブメカニズムを構築し健全化を図る。国際ルールを熟知し、専門技術に精通したプロ人材チームを作り上げる。科学人員の標準化能力を向上させ、国家の科学技術における意思決定・諮問会議における標準化エキスパート人員の役割を存分に発揮し、国家標準化のハイエンドなシンクタンクを構築する。基層の標準化管理人員チームの構築を強化し、西部地域の標準化専門人員チームの建設を指示する。

(三十三)標準化のすぐれた社会環境づくりを行う。10月14日の「世界標準の日」などのテーマ活動を十分に生かして、標準化の役割をPR、広報し、標準化理念、知識、方法を普及し全社会の標準化意識の向上に努め、標準化が政府管理、社会ガバナンス、法人ガバナンスの重要なツールとなるように推し進める。標準化社会団体の架け橋、結び付きの役割をしっかりと果たし、標準のPR、広報を全方位、多ルートで行い、標準化のストーリーをしっかりと説明する。標準化文化を大いに育成、発展させる。

九. 組織の実施

(三十四)組織の指導力を強化する。標準化作業に対する党の全面的な指導を強化する。 国務院の標準化協調推進部間の連席会議制度のさらなる充実化を図り、統一され権威のある高効率な管理システムと作業メカニズムを健全化し、部門間の協力、上下関係の連動を強化する。各省(自治区、直轄市)は標準化作業協調推進部指導メカニズムを構築し健全化を図り、標準化作業を政府業績評価と政治業績考査に組入れる。各地域、各部門は本綱要の主な任務と国民経済と社会発展計画を効果的に連携し、同時進行で推し進め、各項目の任務が着実に実施に移されることを保証しなければならない。

(三十五)関連政策を充実させる。各地域、各関係部門は金融、与信、人材などの政策支援を強化し、テクノロジー、産業、貿易などの政策との協調性を促さなければならない。関連規定に基づき表彰・奨励を実施する。財政資金導入の役割を発揮し、民間資本が標準化業務に投入するように積極的に導く。標準化統計調査制度を充実化し、標準化発展評価を実施することで、関連指標を国民経済と社会発展統計に組み入れる。本綱要により実施される評価メカニズムを構築し、関連結果を標準化作業の重点的な根拠とする。重大事項は可及的速やかに党中央、国務院に指示を仰ぎ、報告するものとする。

ソース:新華網